公益社団法人　伊豆の国市シルバー人材センター配分金規約

（目的）

第１条　この規約は、公益社団法人伊豆の国市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う配分金に関する事項を定めるものである。

（全額支払いの原則）

第２条　センターは、就業した会員に係る配分金を、原則としてセンターが指定する金融機関にその全額を振り込む方法をもって支払う。

２　センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

（支払日）

第３条　センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月１回予め別に定める期日に支払うものとする。

（社会的相当配分の原則）

第４条　仕事の受注に際し、会員の就業に対する配分金相当額を見積る場合には、その地域における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

（配分金見積り基準の決定）

第５条　会員の就業に対する配分金の見積り基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理事会において定めるものとする。

（規約の改廃）

第６条　この規約の改廃は、理事会にて決定し、総会に報告するものとする。

附　則

（施行期日）

この規約は、平成２５年４月１日から施行する。

（施行期日）

この規約は、令和５年４月１日から施行する。